

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律	根拠条項	資料番号 6-1	担当課	農地・扱い手対策室
				許認可等の内容	農地中間管理機構の指定
○農地中間管理事業の推進に関する法律（抄） (平成25年12月13日法律第101号)					
第4条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあっては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあっては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）であって、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、都道府県に一を限って、農地中間管理機構として指定することができる。					
一 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。					
二 役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。					
三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。					
四 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。					
五 その他農地中間管理事業を適正かつ確実に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。					